

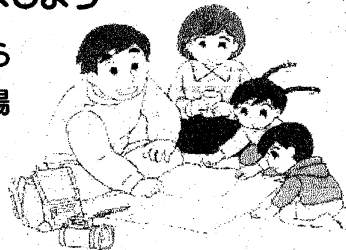
備えよう「いつ来るかわからない災害」

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、県内でも津波警報が発表されたほか、液状化現象などにより大きな被害が発生しました。過去にも「中越地震(H16)」「中越沖地震(H19)」などが発生しています。

災害はいつ起こるかわかりません。災害に備えて、普段からどのように行動したら良いかを考え、準備することはできます。いざという時に落ち着いて行動し、自分の身を自分で守るためにも日頃から準備をしましょう。

・ 家族で災害に備え、日頃から話しておきましょう

災害はいつ起こるか分かりません。いざという時に困らないよう、家族みんなで災害発生時の避難経路・避難場所などについて事前に確認しておきましょう。



・ 非常持出品、備蓄品を準備しましょう

家族構成にあわせて、災害発生時などに持ち出す物を選定し、バックに入れるなどして準備しておきましょう。

また、被災後の生活を支えるために、1人あたり最低3日分を目安として食料、水、生活用品などの備蓄品を準備しましょう。水は1人あたり1日3リットルを目安にして長期保存可能な水を用意しておきましょう。

非常持出品(一例)

貴重品(現金・通帳・印鑑・身分証明書)、携帯電話、モバイルバッテリー、懐中電灯、電池、ラジオ、薬(常備薬)等

備蓄品(一例)

水、レトルト食品、缶詰、菓子類、生活用品(毎日使うもの)、救急用品、歯磨きセット、携帯トイレ等



広 報

加茂新田

【発行】

加茂警察署

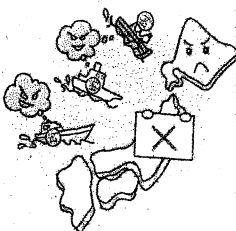
TEL 52-0110

不法就労・不法滞在防止

『事業主のみなさんへのお願い』

日本で就労することが認められていない外国人を雇用した場合は、法令に基づき刑事処分を受けることがあります。

- 適法に働くことができる外国人であるかどうか、旅券、在留カード等で在留資格、在留期間を確認する
- 留学生、就学生については資格外活動の許可を受けているかどうか、また、許可された活動の内容についても確認する等に留意され、就労が認められない外国人を決して雇用することのないようお願いします。



★大麻等薬物乱用の防止★

★違法薬物の種類

大麻、覚醒剤、麻薬(コカイン、ヘロイン、LSD、MDMA)等であり、所持等が禁止され、令和6年12月からは大麻の使用も取締りの対象となっています。

★なぜ法律で禁止されているの?

大麻や覚醒剤、麻薬等の薬物を使うと、一般的には精神・身体を蝕み、最悪の場合は死に至ります。また、幻覚や妄想等の精神障害により、薬物運転・殺人等の凶悪犯罪を起こすこともあり、薬物乱用者だけでなく、その家族や友人等にも危険が及び、取り返しのつかない事態を引き起こします。

そのため、違法薬物の使用や所持等が法律で禁止されているのです。

合い言葉は…「NO DRUG」

